

## 令和 4 年度保険料の賦課額

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護保険分として、被保険者 1 人 1 カ月あたり、次の金額が賦課されます。

(令和 4 年 4 月分から)

(単位：円)

種 別	所得区分	医療給付費分 (据え置き)	後期高齢者 支援金分 (据え置き)	計	介護保険分 40 歳～64 歳
正組合員 〔前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当 ※1〕	400 万円未満 新規加入者	平等割 14,000 所得割 5,000	8,700	27,700	9,200
	400 万円以上 1,000 万円未満	平等割 14,000 所得割 10,000		32,700	
	1,000 万円以上 2,000 万円未満	平等割 14,000 所得割 25,000		47,700	
	2,000 万円以上	平等割 14,000 所得割 28,000		50,700	
正組合員家族 (18 歳以上)	—	7,500	4,800	12,300	6,500
正組合員家族 (18 歳未満) ※2			2,000	9,500	—
准組合員 〔前年の総所得金額により、右記のいずれかに該当 ※1〕	400 万円未満 新規加入者	11,500	4,800	16,300	4,500
	400 万円以上	14,000		18,800	
准組合員家族	—	6,000	2,000	8,000	4,000

※1 4 月分～9 月分保険料は前々年の所得に基づきます。

※2 令和 4 年度においては、平成 16 年 4 月 2 日生まれ以降が「18 歳未満」になります。

正 組 合 員 各 位

静岡県医師国民健康保険組合  
理事長 杉 谷 正 東  
( 公 印 省 略 )

### 静岡県医師国民健康保険組合同約の一部改正について（お知らせ）

標記につきまして、2月26日に開催された第130回組合会において可決承認され、介護保険料の改定については令和4年4月1日から施行となりますのでお知らせいたします。改正の内容は下記のとおり、改正後の規約の条文は別紙のとおりです。

ご理解とご協力の上、准組合員の方へも周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 改正事項

##### (1) 介護保険料賦課額の改正（令和4年4月1日から）

① 正組合員

(月額) 7,200円 を 9,200円 に改めます。

② 准組合員

(月額) 4,200円 を 4,500円 に改めます。

③ 正組合員家族

(月額) 4,700円 を 6,500円 に改めます。

④ 准組合員家族

(月額) 4,000円は据え置きます。

#### 《 改正理由 》

介護納付金の増加による歳出増及び被保険者の減少を要因とする歳入不足額を補填するため、介護保険料額の引上げを行うことで、歳入額を確保し、組合財政の安定化を図るものです。

##### (2) 組合の財産及び帰属についての改正（令和4年2月26日から）

組合が解散したときの残余財産について、一般社団法人静岡県医師会に帰属することを明確にします。

#### 《 改正理由 》

現在、組合が解散したときの残余財産の取扱いについて、規約において権利の帰属すべき者を指定していないため、処分されない財産は国庫に帰属することになります。このため、万が一解散した場合に備え、静岡県医師会員である正組合員等の負担した保険料が主な原資である財産の帰属先について、予め規約において明確にすることを目的とするものです。

## 静岡県医師国民健康保険組合規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第5章 保 険 料</b></p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 正組合員は保険料として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる月割額の合計額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第1号に規定する正組合員 <u>9,200円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第2号に規定する准組合員 <u>4,500円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第1号に規定する正組合員の家族である被保険者 <u>6,500円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第2号に規定する准組合員の家族である被保険者 4,000円</p> <p>(5) ～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 保 険 料</b></p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第16条 正組合員は保険料として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる月割額の合計額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第1号に規定する正組合員 <u>7,200円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第2号に規定する准組合員 <u>4,200円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第1号に規定する正組合員の家族である被保険者 <u>4,700円</u>  介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、第2号に規定する准組合員の家族である被保険者 4,000円</p> <p>(5) ～(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;"><b>第9章 業務の執行及び会計</b></p> <p>(財産の管理及び帰属)</p> <p>第54条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>(2) 積立金は、金融機関に預け入れ、若しくは静岡県国民健康保険団体連合会に貸付又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 業務の執行及び会計</b></p> <p>(財産の管理)</p> <p>第54条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 有価証券は、确实なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>(2) 積立金は、金融機関に預け入れ、若しくは静岡県国民健康保険団体連合会に貸付又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p>

(3) 現金は、金融機関に預け入れること。

(4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

2 組合が解散したときは、その残余財産は、組合の母体である一般社団法人静岡県医師会に帰属する。

附 則 (令和4年2月26日改正)

1. この規約第16条第1項第4号介護保険法第2号被保険者に係る保険料賦課額の改正は、令和4年4月1日から施行する。

2. この規約第54条の改正は、令和4年2月26日から施行する。

(3) 現金は、金融機関に預け入れること。

(4) 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。